

議案第 57 号

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 6 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、提案するものであります。

権利の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

1 債権の内容

高齢者配食サービス利用料

2 債務者

1人

3 放棄する債権額

22,000円

4 放棄の理由

当該債権の消滅時効における10年の時効期間（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第167条第1項）の経過により、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難であること。

(参考)

放棄対象債権内訳表

番号	債権額	未納期間(月数)
1	22,000円	平成21年11月～平成22年3月(5箇月)